

コンビニ交付サービスとは？

取得できる 証明書	手数料	発行できる例（○） 発行できない例（×）
住民票の 写し	300円	○ 四條畷市に住民登録がある本人および同一世帯の方の証明書、マイナンバーの記載可 × 住民票コード記載の証明書 × 同住所で別世帯の方の証明書
印鑑登録 証明書	300円	○ 四條畷市で印鑑登録をしている本人の証明書
住民税決定 証明書 (市・府民税)	300円	○ 四條畷市に住民登録及び所得情報（収入がなくとも、収入申告をされている方等も含む。）がある本人の現年度分の証明書 ※毎年6月に年度が切り替わります。 ※市外へ転出した場合、発行はできません。 × 発行年度の1月1日時点で四條畷市に住民登録がない方の証明書 × 過年度分の証明書
戸籍謄本 戸籍抄本 2024年12月16日開始	450円	○ 四條畷市に本籍地がある本人および同一戸籍の方の証明書 × 現在の戸籍が編成される前の証明書（除籍・改製原戸籍）
戸籍の附票 の写し 2024年12月16日開始	300円	○ 四條畷市に本籍地がある本人および同一戸籍の方の証明書 × 平成20年2月23日以前の住所履歴が記載された証明書 × 現在の戸籍が編成される前の証明書（除籍附票等）

利用時間

●6時30分～23時
(12月29日から1月3日を除く)

必要なもの

●マイナンバーカードと利用者証明用暗証番号（4桁）
※利用者証明用電子証明書が搭載されている必要があります。

利用できる店舗

●セブン-イレブン ●ローソン ●ファミリーマート ●ミニストップなど
全国約56,000店舗（2023年9月現在）で利用可能

マイナンバーカードで!!

住民票の写し等の各種証明が
コンビニ等で取得できます！



四條畷市民の方はマイナンバーカードで、全国のコンビニ等で
住民票の写しなどの証明書が取得できます。

いつでも

早朝・夜間・休日
も利用できる

どこでも

自宅や職場の近く
出張や旅行中でも

◆お問い合わせ先◆ 時間に余裕をもってお問い合わせください

●各種証明書について
⇒市民課（住民税決定証明書については税務課）
☎ 072-877-2121 平日8:45～17:15

詳しくはコチラ

●マイナンバーカードの申請について
⇒マイナンバーコールセンター
☎ 0120-727-171 平日8:45～20:00

四條畷市 コンビニ交付



コンビニ交付のメリット

- 市役所に行かなくても、最寄のコンビニで取得できる！
- 早朝から夜間、土曜・日曜・祝日でも利用できるため自分の都合に合わせて取得可能
- マルチコピー機は自分で操作をし、入金・発行を行うため、周りの目に触れず証明書を取得できる！



コンビニ交付の安全性

- マイナンバーカードや証明書を忘れないよう、画面や音声、アラームなどで注意喚起をします。
- 申請のたびにマルチコピー機と四條畷市でデータ通信を行い証明発行をします。データ通信は暗号化して行います。
- コンビニで取得した証明書は普通紙に印刷されますが、偽造・改ざん防止加工が施されます。

※詳しくは、地方公共団体情報システム機構のホームページをご覧ください。

<https://www.lg-waps.go.jp/>



コンビニ交付 よくある質問にお答えします

Q 暗証番号を忘れてしまいました！

A 暗証番号の再設定が必要です。ご本人がマイナンバーカードを持参のうえ、平日に市役所または支所へお越しください。また、暗証番号を3回間違えてロックがかかった場合も同様です。

Q 発行された証明書がホチキス留めされていません！

A コンビニから発行される証明書はホチキス留めされません。証明書に記載のページ番号と固有の番号で一綴りと判断できるようになっています。提出等される場合は一綴りごとにご使用ください。

Q 印鑑登録証明書を取る場合、印鑑登録証は必要ですか？

A コンビニ交付サービスでは、印鑑登録証は必要ありません。印鑑登録がお済であればご利用できます。

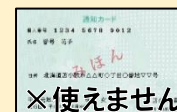
Q マイナンバーカード以外でも、コンビニ交付は利用できますか？

A できません。住民基本台帳カードや通知カード、印鑑登録証では利用できません。

マイナンバーカード



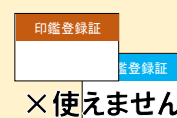
通知カード



住民基本台帳カード



印鑑登録証



Q 転居届などの届出内容は、いつ記載されますか？

A 住所異動や戸籍の届出内容が記載されるまで数日かかります。時間外や他市町村に提出した届出内容はさらに記載が遅れますので、一度お問い合わせください。

ご注意ください！

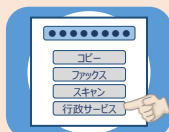
- コンビニ等で発行した証明書は誤って取得した場合でも**返金・返品・交換はできません**ので、内容をよくご確認ください。
- 市外にお住まいで四條畷市の戸籍証明書を取得するには初回のみマルチコピー機またはパソコンから利用者登録申請が必要です。**登録完了には5営業日ほどかかります。(店舗により利用者登録ができないマルチコピー機もありますのでご注意ください)
- 次のいずれかに該当する方はコンビニ交付サービスの全部又は一部利用できませんのでご注意ください。
 - ①15歳未満の方
 - ②住民基本台帳法による支援措置申請者
 - ③転出予定者及び転出予定者を含む世帯の方



◆◆◆証明書の取得方法◆◆◆

1

コンビニのマルチコピー機のタッチパネルにある「**行政サービス**」を押し、「**証明書交付サービス**」を選択します。



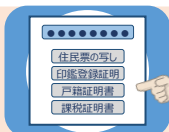
2

ICカードリーダーにマイナンバーカードを置き、「お住まいの市区町村の証明書」を選択後、**暗証番号**（②利用者用電子証明書）**4桁**を入力します。



3

希望する証明書の種別や部数を選択し、手数料を納付します。
（戸籍証明は2024年12月16日から発行可能）



4

証明書と領収書が印刷されます。
※ 証明書が印刷されるまでその場を離れないでください。
※ 証明書が複数発行されることがあります。取り忘れがないよう注意してください。



※ 市外にお住まいの方で戸籍証明書を取得する方は「他市町村の証明書」を押し、画面の案内に従って「四條畷市」を選択してください。